

秋田明德館高等学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改定

1 基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を及ぼすおそれのある、決して許されない行為です。

本校では、すべての生徒が安心して学校生活を送り、互いに尊重しながら学ぶことができる環境づくりを目指し、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応に取り組みます。

【いじめ防止対策推進法】

第13条	学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
第22条	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【秋田県いじめ防止対策推進条例】

第3条 基本理念	<p>いじめの防止等のための対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。</p> <p>二 全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすこと、いじめが犯罪行為として取り扱われる場合があることその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めるとともに、他の児童生徒に対する思いやりのある心を育むこと。</p> <p>三 早期の段階におけるいじめの発見及び実態の的確な把握並びにいじめへの適切な対処が重要であることに鑑み、学校全体で組織的かつ実効的に取り組むこと。</p> <p>四 いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の相互の連携協力の下に、いじめの問題を克服することを目指すこと。</p>
-------------	---

2 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為で、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。インターネットを通じて行われる行為も含まれます。いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒の立場に立って判断するものとします。

(2) いじめの理解

いじめは、「どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」ものです。また、いじめは当事者だけの問題ではなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって深刻化することがあります。そのため、集団全体としていじめを許さない雰囲気を形成することが重要です。

いじめの代表的な行為には、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などがあります。個々の行為からは日常的なトラブルのように見える場合もありますが、それらが繰り返されることにより、被害を受けた生徒に深刻な精神的苦痛を与えることがあります。このように、ささいに見える行為であっても重大な結果につながる可能性があることを理解し、学校全体でいじめの防止に取り組む必要があります。

(3) いじめが解消している状態

いじめは、謝罪をもって解消したと判断することはできません。いじめが解消している状態とは、次の二つの要件を満たしている場合とします。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していること（目安3か月）
- ・被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

いじめの問題は、未然防止が最も重要です。本校では、生徒一人一人が互いを尊重し、安心して学校生活を送ることができる環境づくりを進めるため、次の取組を行います。

- ①生徒の豊かな情操や公共心を培うとともに、コミュニケーション能力の育成を図り、生徒が自己有用感や達成感を得られるよう教育活動の充実に努める。
- ②世代や価値観の異なる人々と接する機会を通して、社会の一員としての自覚を育て、他者との相互理解を深めようとする態度を育成する。そのため、校外諸団体との交流活動や学校行事、ボランティア活動等への積極的な参加を促す。
- ③いじめは教職員の目の届きにくいところで行われることが多く、潜在化しやすいことを踏まえ、生徒の小さな変化を見逃さないよう日常的な観察と関わりを大切にす
- ④生徒が安心して相談できる環境づくりに努め、生徒の人間関係づくりや集団づくりを支援する教育活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめは早期に発見し、速やかに対応することが重要です。本校では、生徒の様子をきめ細かく把握するとともに、相談しやすい体制づくりに努めます。主な取組は次のとおりです。

- ・担任による個人面談の実施（面接週間：4月、11月）
- ・生徒を対象としたアンケート調査の実施
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめ相談窓口（年次主任）の設置
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策として防犯教室を年1回実施

(3) いじめへの対応

教職員は、生徒や保護者等からいじめに関する相談や情報提供があった場合には、速やかに管理職に報告し、組織的に対応します。

- ①校長は、いじめの報告を受けた場合には、速やかに県教育委員会へ電話による第一報を行うとともに、文書により報告する。
- ②校長は、いじめ対策委員会を開催し、組織的に事実確認を行い、対応方針を検討する。
- ③アンケート等でいじめが疑われる場合についても、いじめ対策委員会で情報を共有し、必要に応じて被害生徒からの聞き取りを行う。
- ④いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全確保に十分配慮する。
- ⑤いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせるとともに再発防止に向けた指導を行う。また、被害生徒及びその保護者への支援を行うとともに、加害生徒への指導及びその保護者への助言を行う。
- ⑥いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすおそれがある場合には、校長の判断により所轄警察署へ通報し、適切に援助を求める。

(4) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめについては、発見が遅れやすく、被害が広がりやすいという特性があることを踏まえ、次の取組を行います。

- ①不適切な書き込み等を確認した場合には、当該箇所を保存した上で関係職員で情報を共有し、対応を協議する。
- ②被害生徒の意向を尊重しながら、削除要請等の適切な対応を行う。
- ③書き込みを行った生徒に対しては、インターネット上の行為の責任や情報モラルについて理解させる指導を行う。

4 いじめ防止対策のための組織

本校では、いじめ防止対策推進法に基づく学校いじめ対策組織として「いじめ対策委員会」を設置します。

(構成) 校長、副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、年次主任、養護教諭、等

(役割) ・いじめの未然防止の取組の検討

・いじめ事案への対応の協議

・情報共有及び再発防止策の検討

5 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または生徒が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、重大事態として直ちに県教育委員会に報告します。その後、指導・助言を受けながら事実関係の調査を行い、再発防止に向けた取組を行います。

6 家庭及び地域との連携

いじめの防止等に関する取組を進めるため、保護者や地域と連携し、生徒の健全育成に向けた協力体制の構築に努めます。

7 本方針の見直し

本方針は、生徒の実態や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

いじめ認知時の初期対応フローチャート

